

茨城県立土浦第一高等学校と株式会社筑波銀行との連携協力に係る協定書

茨城県立土浦第一高等学校（以下「甲」という。）と株式会社筑波銀行（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、双方の起業・教育に係る資源・人材を活用し、豊かな社会づくりに貢献できる人材及び国際的に活躍できるグローバル人材の育成を図ることを目的とする。

（連携の主な内容）

第2条 本協定に基づく連携・協力の実施項目は、次に掲げるものとする。

- （1）甲における乙人材による起業教育プログラムの実施
- （2）甲生徒の課題研究等に係る乙人材による指導・助言
- （3）乙が実施する地域貢献活動等への甲生徒の参加
- （4）乙が実施する調査活動への甲生徒の協力
- （5）その他、甲及び乙の双方で協議し同意した事項

（連携協議会）

第3条 甲及び乙は、本協定の円滑な推進を図るため、連携協議会を置くことができる。

- （1）連携協議会の構成員は、甲及び乙が必要と認めた者とする。
- （2）連携協議会の運営に関して必要な事項は、甲及び乙の協議の上、定めるものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条の各号に定める項目の実施に要する経費の負担については、甲及び乙の協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定書締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定

の改廃等の申し出がない場合は、有効期間をさらに1年更新するものとし、その後も同様とする。

(変更及び解除)

第6条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義の解決)

第7条 本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(その他)

第8条 本協定に関する事務は、甲においてはSGH推進室等が、乙においては地域振興部等がそれぞれ行う。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、署名捺印の上、各1通を保有する。

平成28年10月27日

甲 茨城県土浦市真鍋4丁目4番2号
茨城県立土浦第一高等学校

校 長 横 島 義 昭

乙 茨城県土浦市中央2丁目11番7号
株式会社筑波銀行

取締役頭取 藤 川 雅 海